

I 試験研究の戦略基本指針

1 趣 旨

総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」の実現を支援するため、「試験研究の戦略基本指針」を策定し、本県試験研究機関における経営基本方針と試験研究の推進方向の明確化と機能強化を図る。

2 指針の概要

(1) 研究所の共通経営基本方針

① 分野に捉われない総合的な研究の推進

- ・ 県政の政策課題解決を目的に、全ての研究所が総合的視点で研究を推進
- ・ 共通課題に対する意思決定機関を設置するなど、研究所が一体となる機能を持たせた運営

② 技術移転や実用化につながる研究の実施

- ・ 外部資源を活用して研究開発を加速化するオープンイノベーションの活用
- ・ 産業支援機関や金融機関等との連携推進

③ 事業者等への技術支援の推進

- ・ 研究所の研究成果や技術情報等の一層の見える化の推進
- ・ 研究所のオープン化の推進

④ 科学技術に対する県民の理解の増進

- ・ 地域住民等の科学技術に対する理解を深める交流活動の推進
- ・ 次世代を担う若者に科学技術の重要性、面白さを知る機会の提供

(2) 研究所の機能強化に向けた戦略

① 総合研究体制による研究（各研究所の機能的な連携戦略）

複数の分野にまたがる課題の効率的な解決を図るため、総合研究体制を構築し、各研究所が機能的に連携して研究を実施する。

② 新成長戦略研究の推進（イノベーション推進戦略）

限られた研究予算、研究員で、事業者等の要望や新たな政策課題に対応するため、オープンイノベーション、研究所の見える化などにより新成長戦略研究を推進する。

③ 連携推進戦略

多様な分野での研究を推進するため、幅広い分野、かつ広域的に連携を推進する。

④ 外部資金の獲得戦略

多種多様な分野で質の高い研究を実施していくため、外部資金の積極的な活用を推進する。

⑤ 広報戦略

研究成果、研究所が持つ資源、県が求める技術などの情報発信を強化するとともに、

情報収集も積極的に実施する。

⑥ 人材育成戦略

研究のレベルアップや技術移転の加速化のため、研究員の技術力とモチベーションの向上を推進する。

⑦ 知的財産戦略

研究成果の効果的な普及、技術移転を推進するための知的財産権の取得を検討し、知的財産権の活用を図る。

II 産学官の連携による「新成長戦略研究」の実施

「試験研究の戦略基本指針」に基づき、本県の新たな成長に貢献することを目的とした研究開発を、産学官の連携によって重点的に実施する。

また、実施に当たっては有識者による客観的評価を徹底し、評価結果を踏まえて効果的・効率的に研究開発を進めることにより、より優れた研究成果の創出を推進する。

実施予定の課題

(1) 「場の力」を活用した地域経済の活性化（4課題）

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
ふじのくに農水産物の品質・競争力向上と輸出拡大技術の開発（28～30） 新規課題	本県農水産物の輸出促進及び安定した観光資源とするため、鮮度保持・品質保証技術を確立し、特産物を安定供給し、需要を拡大	農林技術研究所、水産技術研究所、マーケティング課、水産振興課、県内企業等
高品質な大規模施設野菜生産を可能にする成育情報活用型スマートアグリシステムの開発（27～29）	温室環境や養水分量を自動制御する高品質野菜の大規模安定生産システムを開発し、企業の農業参入を促進	農林技術研究所、農芸振興課、静岡大、(独)情報通信研、県内企業等
‘茶の都しずおか’を担う「第三の煎茶」の開発（26～28）	既存の設備で生産可能で、甘い花の香りを特徴とする煎茶を開発し、中山間地を活性化	農林技術研究所、お茶振興課、県立大、県内企業等
全国トップブランドを目指した特色ある高級牛肉生産技術の開発（26～28）	良質の子牛を効率的に生産・育成する技術を開発し、品質の高い静岡産牛肉をトップブランド化	畜産技術研究所、畜産振興課、静岡大、県立大、経済連

(2) 次世代産業の創出（4課題）

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
セルロースナノファイバーによる地域産業の活性化（28～30） 新規課題	新材料として成長が期待されるセルロースナノファイバーの基礎データを蓄積、県内地域企業へ提供することで製品開発を促進	工業技術研究所、商工振興課、東京大、京都大、県内企業等
次世代照明用部品の総合開発・評価に関する研究（27～29）	次世代ヘッドランプ部品に要求される設計・製造・評価技術を確立し、県内企業の参入支援と産業を集積化	工業技術研究所、商工振興課、東京大、京都大、県内企業等
医療用マイクロミニピッグ [®] 形質の永続的な維持技術と病態モデル形質の固定化技術の確立（26～28）	極少ミニ豚の安定的な生産技術を確立し、大きな市場が見込まれる医療用実験豚の生産者を育成	畜産技術研究所、畜産振興課、鹿児島大、県内企業等
レーザーによる健康医療機器用プラスチックの加工技術の確立（26～28）	健康医療機器の高度化のため、レーザーによる加工技術を開発し、光や健康医療機器などの成長産業への転換を促進	工業技術研究所、新産業集積課、県内大学等

(3) 豊かさを支える農林水産業の強化（7課題）

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
無人航空機による樹園地の超省力・精密生産管理システムの開発(28～30)新規課題	傾斜地作業の軽労働化のため、小型無人機を活用した超省力・低コスト樹園地管理システムを開発し、生産性を向上	農林技術研究所、農芸振興課、新産業集積課、県内企業等
センシング技術の集積による「未来志向・酪農管理モデル」の構築(27～29)	呼吸数等の計測データを活用した無人監視システムを開発し、過重労働の軽減や分娩事故等の防止により本県酪農の競争力を強化	畜産技術研究所、畜産振興課、岩手大、(独)生研センター等
大規模みかん経営を目指した静岡方式垣根型成園化技術に関する研究(26～28)	作業性の良い樹形管理法の確立と、植え替えの未収穫期間を短縮する技術開発で、大規模化とビジネス経営体を育成	農林技術研究所、農芸振興課、(独)果樹研究所等
タマネギ及びレタス栽培の省力機械化システム実用化(26～28)	省力機械の要素技術を実用化し、タマネギ、レタス栽培の大規模化と競争力強化を促進	農林技術研究所、農芸振興課、静岡大、県内企業等
“森林の都”を実現する県産材の需要と供給の拡大のための技術開発(26～28)	IT技術を活用した原木の効率的な供給技術の開発や、新たな県産材の用途開発により、県の森林資源の活用を促進	農林技術研究所、工業技術研究所、林業振興課、地域産業課、県内企業等
大型ニジマスの低コスト生産技術の開発と販売戦略の推進(26～28)	安価な植物タンパクで効率よく成長するニジマスを開発し、需要が高い大型ニジマスへの転換を促進	水産技術研究所、水産資源課、東京海洋大学等
森林・林業再生を加速する静岡型エリートツリーによる次世代省力造林技術の開発(25～29)	高成長の造林用樹種(エリートツリー)を活用した持続的木材生産による中山間地域の振興・雇用の創出	農林技術研究所、森林整備課、静岡大、森林総研等

(4) 豊かさを支える地域産業の振興（3課題）

研究課題名	目指す産業展開	中核及び連携機関
健康長寿静岡の新たな機能性食品産業の創出(28～30)新規課題	機能性素材のデータベースを構築し、機能性表示制度を活用した新商品を開発により、食品産業を活性化	農林技術研究所、工業技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、環境衛生科学研究所、研究開発課、県内企業等
食の都しずおかの微生物を用いた新しい発酵食品ビジネスの創出(27～29)	幅広い産業での有効利用に資するため、本県ならではの微生物ライブラリーを構築し、新たな発酵食品産業を創出	工業技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、農林技術研究所、環境衛生科学研究所、研究開発課、県内企業等
分散型エネルギー社会に貢献する小型メタン発酵プラントの開発(26～28)	食品廃棄物を自社処理する安価なメタン発酵プラントを開発し、企業の経営改善と分散型エネルギー社会の形成を促進	工業技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、農林技術研究所、研究開発課、東京工業大等

Ⅲ 静岡県試験研究機関研究評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県試験研究調整会議において審議する静岡県試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が取り組む試験研究に関する評価の実施について必要な事項を定め、効果的かつ効率的な研究の推進、研究成果の迅速な社会還元等を実現することを目的とする。

(基本方針)

第2条 試験研究機関が実施する試験研究については、幅広い分野の有識者による多角的な評価を徹底するとともに、外部評価を研究にフィードバックするPDCAサイクルを徹底し、試験研究事業の迅速で確実な改善、質の向上を推進する。

(評価の対象)

第3条 研究課題の評価は、試験研究機関が実施する全ての研究課題を対象とする。ただし、次に掲げる研究課題を除く。

- (1) 競争的資金による研究等、別に外部評価を受ける研究の課題
- (2) 企業等からの受託研究の課題
- (3) 企業等との共同研究で、秘匿性の高い研究課題
- (4) 社会状況等により当該年度内に緊急対応が必要な課題

(評価の内容)

第4条 研究課題の評価及び実施時期は、原則として次に掲げる表に示すとおりとする。ただし、一般研究の追跡調査については、研究終了後1年目に実施する。

種別	実施時期	評価のポイント
事前評価	研究開始年度の前年度	目標や計画の妥当性、予算執行の可否
中間評価	研究開始後の毎年度	課題継続、修正、中止の要否
事後評価	研究終了年度又は翌年度	目標の達成状況、成果の社会還元策の妥当性
追跡調査	研究終了後3年間の毎年度	社会還元の状況や波及効果の把握・分析

- 2 中間評価において、一般研究課題のうち品種開発や系統造成、海況調査やモニタリング調査の長期的な研究については、実施時期を研究期間の中間年度又は研究開始から3年毎とし、評価方法は項目ごとの5段階評価と総合的な観点からの記述評価とする。

(評価委員会)

第5条 評価の対象となる研究課題の事前評価、中間評価及び事後評価は、静岡県試験研究機関外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う。

(円滑な評価の推進)

第6条 研究開発課は、幅広い分野の有識者を評価委員に選任するよう配慮するとともに、外部評価に基づく効果的・効率的な予算執行を推進する。

- 2 試験研究機関は、「静岡県試験研究の戦略基本指針」に沿った研究課題を設定する。
- 3 研究課題の研究計画書、報告書の作成には、できる限り指標・数値等を用いて、定量性の確保に努める。

(事前評価)

第7条 事前評価は、評価委員会において、新成長戦略研究計画書(様式1-2)、一般研究計画書(様式4-1)に基づくヒアリングを踏まえ、新成長戦略研究事前評価票(様式2-1)、一般研究事前評価票(様式3-1)により評価を行う。

- 2 研究課題は、事前評価の結果に基づき、静岡県試験研究調整会議(以下「研究調整会議」という。)において審議し、経済産業部長が決定する。
- 3 試験研究機関は、研究調整会議の審議結果に基づき、研究課題の研究計画書を修正する。

(中間評価及び事後評価)

第8条 中間評価は、評価委員会において、新成長戦略研究中間報告書(様式1-5)、一般研究中間報告書(様式4-2)に基づくヒアリングを踏まえ、新成長戦略研究中間評価票(様式2-2)、一般研究中間評価票(様式3-2-1、様式3-2-2)により評価を行う。

- 2 中間評価において、継続すべきでないとして評価された研究課題は、研究計画を修正の上、評価委員会の再評価を受け、再度継続すべきでないとして評価された場合は、研究調整会議で審議の上、原則として研究を中止する。
- 3 事後評価は、評価委員会において、新成長戦略研究終了報告書(様式1-6)、一般研究終了報告書(様式4-3)に基づくヒアリングを踏まえ、新成長戦略研究事後評価票(様式2-3)、一般研究事後評価票(様式3-3)により評価を行う。

(評価結果等の活用)

第9条 評価結果は、研究調整会議に報告し、研究資源の配分の見直し、研究課題の進行管理等に反映させ、研究内容の向上に役立てる。

- 2 研究開発課は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得状況に配慮しつつ、評価結果及び研究成果を、ホームページ等を利用してわかりやすい形で県民に公開する。

(追跡調査)

第10条 試験研究機関は、新成長戦略研究においては、研究終了後3年間の毎年度、成果の活用状況と今後の実用化の見通しを追跡調査の上、新成長戦略研究成果活用状況報告書(様式1-7)を作成し、研究開発課に提出する。

- 2 一般研究課題においては、研究終了1年後に成果の活用状況と今後の実用化の見通しを追跡調査の上、一般研究成果活用状況一覧表(様式4-4)を作成し、研究開発課に提出する。
- 3 研究開発課は、新成長戦略研究成果活用状況報告書(様式1-7)及び一般研究

成果活用状況一覧表（様式4-4）に基づき、静岡県試験研究機関外部評価委員会及び研究調整会議を通じて意見を聴取する。

4 試験研究機関は、追跡調査に関する検討結果を次年度以降の研究課題設定に反映するよう努める。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、研究課題の評価に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成23年5月11日から施行する。

附則

この要領の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領の改正は、平成28年7月1日から施行する。